

県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について

令和2年4月10日策定

令和2年5月15日改正

令和2年6月4日改正

令和2年8月31日改正

令和2年9月24日改正

令和3年2月4日改正

令和4年6月7日改正

令和5年3月10日改正

県議会は、新型コロナウイルス感染症に関し、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面の間、次の取組を実施する。

1 マスクの着用

会議（委員会等を含む。）におけるマスクの着用については、議員の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。

なお、議員控室や議会が管理する執務室等（以下「議員控室等」という。）においても同様とする。

2 アクリル板等による遮蔽措置

議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。

3 来訪者への対応

議員控室等においては、来訪者（県職員を除く。以下同じ。）に、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。

また、マスクの着用については、来訪者の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。

4 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

(1) 換気の徹底

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

(2) 出席者の縮減

本会議及び委員会については、感染状況等を考慮し、必要がある場合

は、議会審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減する。

(3) 執務スペース等の確保への協力

執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議会大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。

5 県民意見等の聴取と情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

6 状況を踏まえた議会日程の調整

感染状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

7 委員会の調査等

国外及び県外に係る県政調査並びに議会友好代表団は、団長会において協議する。

また、委員会の県内、県外及び海外調査については、正副委員長会において協議する。

8 その他

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。

令和5年5月8日以降の県議会の対応について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけられたことに伴い、国及び県の感染症対策も緩和されることになった。

県議会における感染症対策は、議会災害等対策会議で定めた「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」により行っているところであるが、県執行機関の対応等を踏まえ、議会災害等対策会議が開催されるまでの暫定措置として、県議会においては次のとおり対応することとしたい。

「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」の暫定措置(案)

項目	県執行機関の対応	県議会における暫定措置(案)
2 アクリル板等による遮蔽措置 【現行措置】 議場の演壇や傍聴受付等、飛沫防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。	○ 十分な換気や人との距離が確保されていれば設置の必要はない。 ※ 飛沫を物理的に遮断するものとして窓口に設置することは一定の効果がある(設置する場合は、空気の流通の妨げとならないようにするなど換気に留意する。)	○ 議場内のアクリル板は撤去 する。 ○ 傍聴受付のアクリル板は当面設置 する。 (近距離で対面での対応を行うことになるため。)
4 3密(密閉・密集・密接)の回避に向けた取組 (1) 換気の徹底 【現行措置】 議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。	○ 引き続き換気に留意する。(エアロゾル対策として重要)	○ 引き続き議場その他の議会会議室の換気を行う。 (引き続き、議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。)
(その他の措置) ○ 議場演台の消毒 ○ 議場その他の議会会議室の入口の消毒液の設置 ○ 議員が感染した際の記者発表	○ (職場内消毒について) コロナ感染防止のための消毒は不要。 ○ 一律廃止とはしない。 (来庁者に手指消毒や検温の機会を提供することで健康管理意識の向上にもつながるため、引き続き設置することは有効と思われる。)	○ 議場演台の消毒は行わない。 ○ 引き続き議場その他の議会会議室の入口の消毒液を設置 する。 ○ 記者発表は行わない。

○ 議員控室における対応は、各会派の判断による。

○ 議会災害等対策会議の構成員が確定後、速やかに議会災害等対策会議を開催し、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」の今後の取扱いについて協議することとする。

○ 議会災害等対策会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則(昭和31年神奈川県議会規則第1号)第113条の2第4項の規定に基づき、議会災害等対策会議(以下「災害等対策会議」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 災害等対策会議は、次の者で構成する。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 所属議員数4人以上の会派の団長
- (3) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
- (4) 必要に応じ議長が指名する議員

(協議事項)

第3条 災害等対策会議は、県災害対策本部等との連携の下に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、災害等応急対策を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議又は調整するものとする。

- (1) 災害等の状況に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害等応急対策に係る住民の要望の伝達に関すること。
- (3) 災害等応急対策に係る国、執行機関等への提言等に関すること。
- (4) 災害等応急対策に係る取組方針に関すること。
- (5) その他災害等応急対策の推進について座長が必要と認める事項に関すること。

(招集等)

第4条 災害等対策会議は、議長が招集し、座長となる。

2 座長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

(代理出席)

第5条 会派の団長に事故があるときは、その所属する会派は、代理人を出席させることができる。

2 会派の団長は、あらかじめ代理人を定め、議長に届け出なければならない。

(参考)

(定足数)

第6条 災害等対策会議は、半数以上の委員(代理人を含む。以下この条において同じ。)が出席しなければ開くことができない。ただし、交通手段の途絶その他災害発生に伴う事由により委員の半数以上が出席できないときは、座長は出席している委員に諮り開催することができる。

(意見聴取等)

第7条 災害等対策会議は、必要に応じ、行政関係者、委員でない議員又は専門的事項に関し学識経験を有する者から説明又は意見を聴くことができる。

(公開等)

第8条 災害等対策会議は、これを公開する。ただし、座長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 災害等対策会議の傍聴については、団長会の例による。

(記録)

第9条 座長は、会議記録を作成する。

2 公開する記録には、非公開の会議の議事は記載しない。

3 会議記録は、要点記録とすることができる。

(事務)

第10条 災害等対策会議の事務は、議会局総務課において行う。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、災害等対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。